

「(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025」 中間のまとめ(骨子案)について

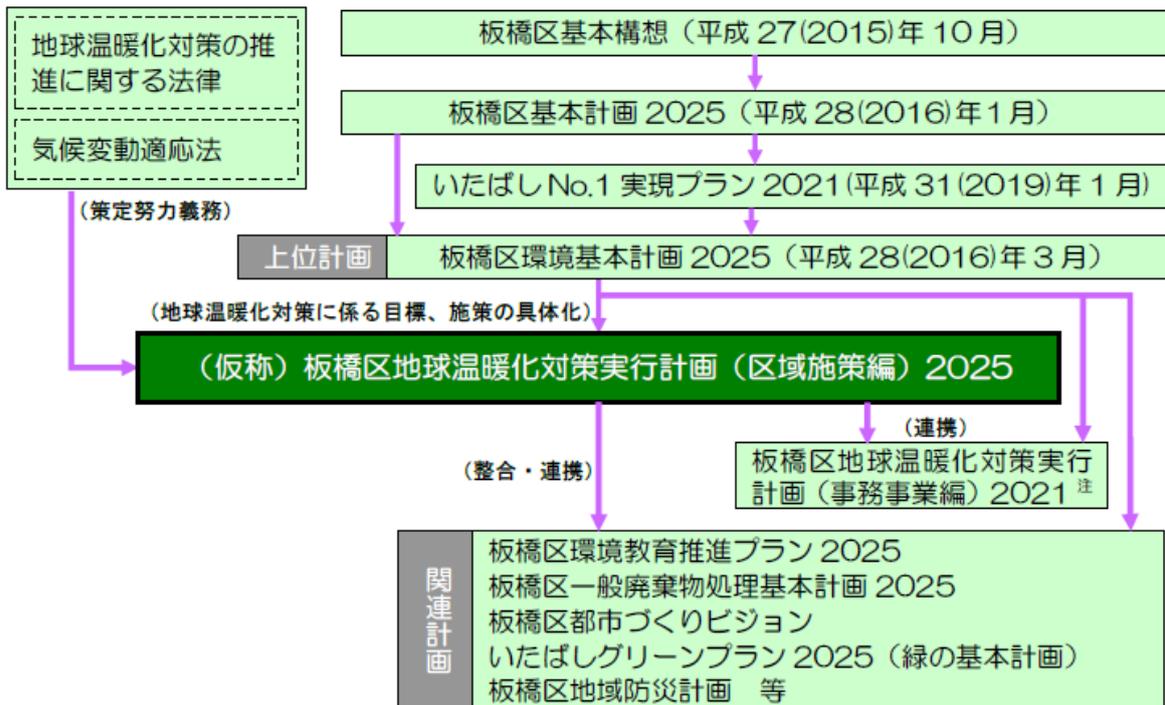
区では、地球温暖化対策において、二酸化炭素の人為的な排出と吸収量をバランスさせ、実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現に向けて、区民、事業者、区のそれぞれが、地球温暖化防止に配慮した取組を実践・継続していくことをめざす「(仮称)板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)2025」の策定を進めている。このたび、中間のまとめ(骨子案)を作成したので別紙のとおり報告する。

第1章 地球温暖化対策実行計画とは(別紙 P1～)

○計画の目的

板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、区内の地球温暖化対策に関する基本的な考え方のほか、区民・事業者・区が各々の役割に応じて取り組むべき対策と進行管理の方法を示し、区内の温室効果ガス排出量削減の取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。現行計画は、平成25(2013)年度から令和2(2020)年度までの計画であり、今年度末で計画期間が満了するため、SDGs(持続可能な開発目標)やパリ協定をはじめとした国内外の動向を踏まえ、後継となる次期計画を策定する。

○計画の位置付け



注)「板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)2021」は、区の事務事業を対象とした地球温暖化対策を定めた実行計画であり、「地球温暖化対策推進法」において全ての地方公共団体に対して策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画(事務事業編)」に相当します。

○計画の期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

第2章 将来像と計画の目標 (別紙 P5～)

○地球温暖化の現状と将来予測

二酸化炭素は大気中に長くとどまるため、過去に排出した分が溜まり続け、濃度が高くなるにつれて地球の平均気温が上がり、人類や生態系への影響が重大になっていく。このまま対策を講じなければ、今世紀末までに世界の平均気温は2.6～4.8℃、海面水位は0.45～0.82mの上昇が見込まれ、経験したことのない影響が様々な場面で顕在化してくると予測されている。そのため、産業革命前から今世紀後半までの気温上昇を1.5℃に抑えるための緩和策に加え、気候変動による影響に備える適応策を講じることが急務となっている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会経済活動の制限により、二酸化炭素排出量は一時的に減少すると考えられるが、経済をV字回復させるために反動で急増することも危惧され、コロナ後の経済復興はグリーンリカバリーと呼ばれる、パリ協定やSDGsに沿ったものにする必要がある。

図 将来像

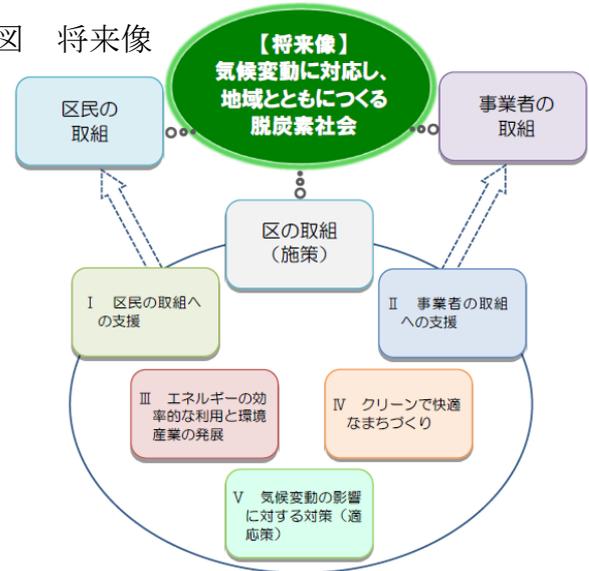


図 施策体系

○本計画の将来像と施策体系

本計画では、東京都の計画「ゼロエミッション東京戦略」の柱である「CO₂排出量を令和32(2050)年までに実質ゼロにする」と、「板橋区環境基本計画2025」にて掲げられている環境像の一つである「低炭素社会の実現」から、さらに踏み込んだ「脱炭素社会の実現」とを整合させ、概ね令和32(2050)年度までにめざす将来像と5つの基本方針を定める。

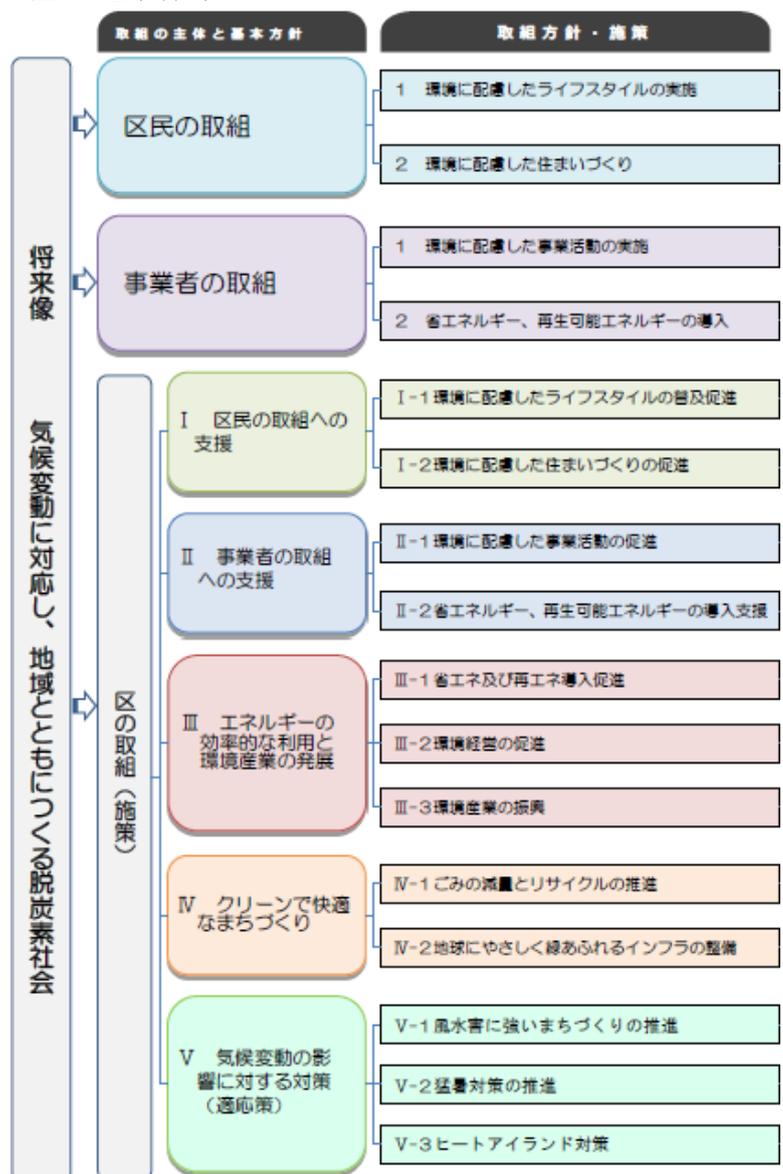
○削減目標

・計画目標 (仮)

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出を令和7(2025)年度までに平成25(2013)年度比で19%削減

・長期目標 (仮)

二酸化炭素排出量を令和32(2050)年度までに実質ゼロへ
 ※平成29(2017)年度の特別区及び板橋区の詳細な排出量データが、令和2年3月に確定したため、今後、詳細な削減目標や将来推計を掲載する。



第3章 将来像の実現に向けた取組（別紙 P 17～）

○区民の取組

- ・環境に配慮したライフスタイルの実施
- ・環境に配慮した住まいづくり

○事業者の取組

- ・環境に配慮した事業活動の実施
- ・省エネルギー、再生可能エネルギーの導入

○区の取組（区民の取組、事業者の取組を支援するための区の施策を包含）

- ・区民の取組への支援
- ・事業者の取組への支援
- ・エネルギーの効率的な利用と環境産業の発展
- ・クリーンで快適なまちづくり
- ・気候変動の影響に対する対策（適応策）

○省エネ対策事例

日々の生活の中で、比較的取り組みやすい省エネ対策の事例を、年間削減効果（金額・二酸化酸素）や年間削減率と共に掲載し、区民や事業者の省エネを促進する。

第4章 重点施策（別紙 P 32）

「重点施策選定の視点」、「重点施策の内容」について記載予定

第5章 実効性のある計画の推進（別紙 P 34～）

「推進体制」、「進行管理」について記載予定

【資料編】

資料1 地球温暖化とは（別紙 P 35～）

「地球温暖化の仕組み」、「地球温暖化対策に関する国際動向」、「区の取組」、「国の取組」、「東京都の取組」について記載

資料2 現行計画の進捗について（別紙 P 50～）

「温室効果ガス排出量の評価」、「重点施策の実施状況」について記載



重点施策13項目それぞれについて、実施状況を確認した。平成31(2019)年12月現在、7項目において中間目標値が達成されている。他の6項目については中間目標値を達成していないが、引き続き取組を続ける。

資料3 板橋区における温室効果ガス排出量の現状と将来（別紙 P54～）

「温室効果ガス排出量の現況」、「温室効果ガス排出量の将来予測」、「温室効果ガス削減に向けた課題と方向性」について記載

資料4 本計画の策定経緯・体制（今後作成予定）

資料5 区民・事業者の意識調査（別紙 P71～）

「区民意識調査集計結果」、「事業者意識調査集計結果」

	区民	事業者
アンケート実施期間	令和元(2019)年11月12日(火)～11月27日(水)	
抽出方法	無作為抽出	
対象者	1500人	500事業所
回収数・回収率	439通(29.3%)	156通(31.2%)

現行計画策定時に実施した区民・事業者意識調査をベースに、パリ協定、SDGs、電力会社の変更状況とその理由等について尋ねる設問を追加した。

パリ協定の目標達成に向けて取り組むかについて、「取り組む」と回答したのは、区民62.9%、事業者45.8%であった。SDGsにおける地球温暖化対策に関連した行動・取組状況について、「既に行っている」と回答したのは区民、事業者とも約1割であった。家庭での電力会社の変更状況については、区民、事業者とも同様の傾向を示し、「変更した」と回答したのは約3割、変更した理由についても、区民、事業者とも同様の傾向を示し、8割超が「料金が安くなるかセット割引があるから」と回答した。

資料6 事業者ヒアリング調査（別紙 P95～）

温暖化対策に係る業界の取組状況をヒアリングした。

ヒアリング実施期間	令和元(2019)年11月5日(火)～12月3日(水)
抽出方法	板橋区の地域特性を代表する7つの事業者や業界団体
事業者数	7事業所

現行計画策定時に実施した事業者ヒアリング調査をベースに、気候変動に関する業界の取組（適応策）や温暖化対策に関する新しい試みについて、より時間を割いてヒアリングした。

気候変動に関する業界の取組（適応策）については、「水害時の避難について話し合いを行っている」や「屋外イベントの際、熱中症対策としてミストを導入」等の意見があった。

温暖化対策に関する新しい試みについては、「自動ドアの開閉速度や開いている時間を調整し、冷暖房した空気の外部への流出を防止している」や、「5～10年毎に省エネ型の空調機器・照明設備等を積極的に導入の上、BEMSによる管理を行っている」等の意見があった。

その他、区への要望については、「設備の導入・設置費用に加え、設置後の維持管理費までを対象とした補助制度が欲しい」、「補助金のメニューと対象機器等を広げて欲しい」、「環境面で区と協働で実施していただけることを検討したい」等の意見があった。

資料7 用語解説（今後作成予定）